

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付要綱

制 定	平成 25 年 6 月 5 日総危管第 225 号（局長決裁）
改 正	平成 31 年 3 月 26 日総危管第 981 号（局長決裁）
改 正	令和 3 年 4 月 1 日総地第 1270 号（局長決裁）
改 正	令和 3 年 11 月 5 日総地第 506 号（局長決裁）
最終改正	令和 6 年 6 月 1 日総地第 68 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、震災時における被害の減少と自助・共助による市民・地域の防災力向上を図るため、地震による住宅の出火及び延焼を居住者自らが防止する感震ブレーカー等の設置を促進し、特に延焼危険性の高い地域に対し行う、設置経費の補助に関し必要な事項を定めるものとする。

（総則）

第 2 条 感震ブレーカー等の設置に対する補助については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号（以下、「補助金規則」という。））に定めがあるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（用語の定義）

第 3 条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 感震ブレーカー等

地震発生時に、住宅内の電気を遮断することで電気に起因する出火を防止するための器具で、次に掲げるもの
簡易タイプ

「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン」（内閣府）で定める簡易タイプの性能評価に基づき、一般社団法人日本消防設備安全センターの認証を有するもの

(2) 感震ブレーカー等を設置する経費（以下、「補助対象経費」という。）

感震ブレーカー等の購入及び設置に要する費用

（補助対象者）

第 4 条 この要綱により補助の対象となるのは、自治会町内会、マンション管理組合等（以下、「補助対象団体」という。）とする。

2 前項の設置は、補助金の交付申請を行う年度の 4 月 1 日以降に行うものとする。

- 3 設置しようとする補助対象団体の算定基準世帯数は、当該年度の4月1日を基準日とし、区確認世帯数を上限とする。
- 4 前項の区確認世帯数は、申請しようとする補助対象団体における当該年度の4月1日時点の広報よこはま配布部数（以下、「配布部数」という。）とする。ただし、4月1日現在の加入世帯数が配布部数を上回る場合は、加入世帯数とする。

（補助金の額及び支払方法）

- 第5条 この要綱による補助金の額は、当該年度の予算の範囲内で、補助対象経費の2分の1までとし、1個あたり2,000円を上限とする。1,000円未満の端数は切り捨てとする。
- 2 補助対象者に対する補助金の交付は、地方自治法施行令第163条第2号及び横浜市会計規則51条に基づき、前金払いとすることができる。

（補助金の交付申請）

- 第6条 補助対象者は、市長が指定する期日までに、横浜市感震ブレイカー等設置推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に購入・設置に要する金額が確認できる書類を添付し市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

- 第7条 市長は、補助対象者から前条の規定による申請があった場合は、その内容について審査し、及び調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、当該補助金の交付及び補助金額を決定し、横浜市感震ブレイカー等設置推進事業補助金交付決定通知書（第2号様式）（以下、「決定通知書」という。）により、補助対象者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき条件を付して補助金の交付決定の通知を行うことができる。
 - 3 市長は、第1項の審査及び調査により、前条の申請が不相当と認めるときは、その理由を付して横浜市感震ブレイカー等設置推進事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

（実績報告及び審査）

- 第8条 補助対象者は、感震ブレイカー等の設置が完了したときは、横浜市感震ブレイカー等設置推進事業実績報告書（第4号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出し、審査を受けなければならない。
- (1) 領収書など設置に要した経費が確認できる書類又はその写し
 - (2) その他市長が必要と認めた書類

（補助金額の確定）

第9条 市長は、補助対象者から前条の規定による実績報告があった場合は、その内容について審査し、補助金の額を確定し、横浜市感震ブレイカー等設置推進事業補助金額確定通知書（第5号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

（取下げ・取止め）

第10条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、横浜市感震ブレイカー等設置推進事業補助金（取下げ・取止め）届出書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請を取り下げる場合
- (2) 補助金の交付決定後、補助事業を取り止める場合

（補助金の交付請求及び交付）

第11条 補助対象者は、横浜市感震ブレイカー等設置推進事業補助金交付請求書（第7号様式）により、市長に補助金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適切と認める場合は、補助対象者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の一部又は全部を取り消す場合は、横浜市感震ブレイカー等設置推進事業補助金交付決定（一部・全部）取消通知書（第8号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、横浜市感震ブレイカー等設置推進事業補助金返還請求書（第9号様式）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（財産処分制限期間）

第14条 補助金規則第25条に規定する、市長が定める財産の処分を制限する期間は、10年とする。

（関係書類保存期間）

第 15 条 補助金規則第 26 条に規定する、市長が定める関係書類を保存する期間は、5 年とする。

(免責)

第 16 条 この事業は、地震発生時の家屋の出火及び延焼から生命を守ることを保証するものではなく、被害が発生しても横浜市は、その責任を負わないものとする。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は、総務局危機管理室長が定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 11 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

第1号様式（第6条）

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業

補助金交付申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

団体名

(申請者) 住所

代表者

電話番号

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業について補助金の交付を受けたいので、横浜市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係図書を添えて、次のとおり申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付要綱を遵守します。

購入・設置 予定製品	メーカー名	
	製品名・個数	個
団体加入世帯数		世帯
購入・設置に要する金額		円
申請金額		円
添付資料	購入・設置に要する金額が確認できる書類（見積書等）	
担当者連絡先 (申請者と異なる場合にご記入 ください)	担当者名	
	連絡先（日中連絡がとれる電話番号）	
	書類送付先住所	

第2号様式（第7条）

第 年 月 日 号

様

横浜市長

印

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業
補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請されました横浜市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付申請書について、審査した結果、横浜市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、次のとおり補助金を交付することを決定いたしました。

1 交付金額

円

2 交付条件

- (1) この補助金は、横浜市感震ブレーカー等設置推進事業実施のために使用し、他の事業には流用しないでください。
- (2) 事業が終わり次第、実績報告書を提出してください。
- (3) 剰余金が生じたときは、速やかに返還してください。
- (4) 虚偽その他不正な手続で補助金の交付を受けたときには、全額又は一部の返還を求めることがあります。
- (5) この補助金の使途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。
- (6) 適正な請求書受理した日から30日以内に補助金を交付します。

担当部署：

担当：

Tel：

-

第3号様式（第7条）

第 年 月 日 号

様

横浜市長



横浜市感震ブレーカー等設置推進事業
補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請された横浜市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付申請書について、審査した結果、横浜市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付要綱第7条第3項の規定に基づき、次のとおり補助金を交付しないことを決定いたしました。

不交付の理由

担当部署：
担当：
TEL： -

第4号様式（第8条）

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業
実 績 報 告 書

年 月 日

（報告先）
横浜市長

団体名

（報告者） 住所

代表者

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

購入・設置製品	メーカー名	
	製品名・個数	個
団体加入世帯数		世帯
購入・設置に要した金額		円
添付資料（裏面に貼付け）	購入・設置に要した金額を証明するもの（領収書 又はその写し等）	

第5号様式（第9条）

第 年 月 日 号

様

横浜市長

印

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業

補助金額確定通知書

年 月 日付で報告されました、横浜市感震ブレーカー等設置推進事業実績報告書について審査した結果、次のとおり補助金額を確定しましたので、横浜市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき通知します。

補助金確定額 円

担当部署：

担当：

TEL：

-

年 月 日

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業
補助金(取下げ・取止め)届出書

(届出先)
横浜市長

団体名

(届出者) 住所

代表者

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付要綱に基づき、申請しました横浜市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付申請を(取り下げ・取り止め)ますので、同要綱第10条第1号又は第2号の規定により、次のとおり提出します。

補助金交付決定通知日	未 交 付 ・ 年 月 日
理由	

第7号様式（第11条）

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業

補助金交付請求書

年 月 日

(請求先)
横浜市長

団体名

(請求者) 住所

代表者

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を請求します。

交付請求金額			円
振込先金融機関※	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合		支店 出張所 支所
	口座番号	普通 ・ 当座	
	(フリガナ)		
口座名義人			

- ※1 請求者（団体）の取引金融機関の口座としてください。
- 2 確実な振込を行うため、提出時に「振込口座のわかる通帳等の写し」を添付してください。
- 3 口座番号・名義人欄をご記入の際は、通帳記載情報と相違ないようにご注意ください。
- 4 記載事項の訂正は二重線を引き、代表者訂正印をお願いします。
- 5 口座名義人が代表者と異なる場合は、以下に署名・押印してください。

上記名義人口座へ振込願います。 代表者 _____ ㊟

以下市役所記入欄 受付番号

第 年 月 日 号

様

横浜市長



横浜市感震ブレーカー等設置推進事業
補助金交付決定(一部・全部)取消通知書

年 月 日第 号補助金交付決定通知書について、横浜市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、次のとおり補助金の交付決定の(一部・全部)を取り消したので通知いたします。

取消しの種類	一部・全部
--------	-------

交付決定金額	取消前	
	取消後	
取消の理由		

担当部署：
担当：
TEL： -

第 年 月 日
号

様

横 浜 市 長

印

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業
補助金返還請求書

感震ブレーカー等設置推進事業補助金について、横浜市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付要綱第13条の規定により返還を請求します。

1 補助金返還請求額

円

2 返還方法

別添納入通知書により金融機関へ納付してください。

3 返還期限

年 月 日（ ）

担当部署：

担当：

TEL： -